

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																	
予算 (3件) 総務部		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">3 件</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 議案 22件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提出</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	3 件	} 議案 22件	条 例	14件	その他議案	5件	報告	32件	認定	- 件	提出	1件		計	55件	
		予 算	3 件	} 議案 22件															
条 例	14件																		
その他議案	5件																		
報告	32件																		
認定	- 件																		
提出	1件																		
計	55件																		
条例案 (14件) 県土整備部	【1】 平成22年度三重県一般会計補正予算(第1号) (緊急雇用・経済対策の追加に伴う補正予算)																		
	【2】 平成22年度三重県一般会計補正予算(第2号) (公共事業に係る国の内示に伴う補正予算)																		
総務部	【3】 平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号) (公共事業に係る国の内示に伴う補正予算)																		
	【4】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成22年7月1日(一部平成22年10月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理する市町から桑名市を除くこととする。 (2) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく風致地区内での行為に係る申請書等の受理に関する事務を処理する市町として多気町を定めることとする。																	
	参 考																		
	地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。																		
総務部	【5】 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	雇用保険法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) ・ 法律の改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整理する。																	

区 分	件 名	概 要
<p>総務部 つづき</p>	<p>【 6 】 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【 7 】 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正にかんがみ、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限等に関し所要の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成22年6月30日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 配偶者が常態として子を養育することができる場合についても、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求したときは、時間外勤務に従事させることができる時間を制限しなければならないこととする（要介護者の介護をする職員についても同様とする。）。</p> <p>(2) 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合について、時間外勤務をさせてはならないこととする。</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正にかんがみ、職員の育児休業等に関し所要の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成22年6月30日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとする（育児短時間勤務及び部分休業についても同様とする。）。</p> <p>(2) 配偶者が専業主婦（夫）の場合など、配偶者が常態として子を養育することができる場合についても、育児休業をすることができることとする（育児短時間勤務及び部分休業についても同様とする。）。</p> <p>(3) 育児休業により養育しようとする子の出生の日から57日間に男性職員が最初の育児休業をした場合に、当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。</p>
<p>農水商工部</p>	<p>【 8 】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>農業改良資金助成法一部改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良資金の貸付主体を県から株式会社日本政策金融公庫に変更する。 ・ 貸付原資の調達は、株式会社日本政策金融公庫が行い、国が同公庫に対して利子補給を行う。 ・ 法律の名称を「農業改良資金助成法」から「農業改良金融通法」に変更する。 	<p>農業改良資金助成法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成22年10月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 県農業改良資金貸付事業が廃止されることにより、就農施設等資金貸付事業が主体となることから、特別会計の名称を「三重県農業改良資金貸付事業等特別会計」から「三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計」に改める。</p> <p>(2) その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【 9 】 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 6 条（抜粋） 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。 次に掲げる事業 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる場合に、政令で定めるところにより算定した額を後期高齢者医療広域連合に対して交付し、又は貸し付ける事業 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 第 3 条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。 附 則 （財政安定化基金の特例） 第 1 4 条の 2 都道府県は、当分の間、第 1 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。</p>	<p>三重県後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定に当たりその増加抑制に要する費用に充てるため、基金の一部を取り崩し、三重県後期高齢者医療広域連合に交付できるようにするものである。</p> <p>（公布の日から施行）</p>
政策部	<p>【 1 0 】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 政治資金規正法の一部を改正する法律の概要（平成 19 年法律第 135 号） 収支報告書の要旨が公表された日から 3 年間、少額領収書等の開示を請求することができることとされ（第 19 条の 16 第 1 項）、開示の実施は、閲覧又は写しの交付により行うこととされた（第 19 条の 16 第 15 項）。 これにより、都道府県選挙管理委員会に対する開示の請求、実施に関し、地方自治法第 227 条の規定に基づき、各都道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。</p>	<p>政治資金規正法の一部改正にかんがみ、少額領収書等の写しの交付にかかる手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>（公布の日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治資金規正法第 19 条の 16 第 15 項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付について、用紙 1 枚につき 10 円の手数料を徴収することを追加する。

区 分	件 名	概 要
農水商工部	<p>【11】 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>三重県地方卸売市場条例 (利用料金等) 第66条 指定管理者は、市場施設の利用料金を月単位で自己の収入として収受するものとし、その額は、別表の金額に百分の百五を乗じて得た金額(卸売業者市場利用料及び仲卸業者市場利用料金にあっては、同表の金額)の範囲内で知事の承認を得て定めるものとする。 2～5 (略)</p>	<p>水産低温売場の整備等に伴い、利用料金を定めるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産低温売場の利用料金を新設するとともに、既存の低温売場の名称を青果低温売場に改める。
県土整備部	<p>【12】 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>都市計画法 (建築等の規制) 第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。</p>	<p>多気町に風致地区に係る都市計画決定がされることに伴い、宅地の造成等に対する許可の基準である緑地率を設定するものである。 (平成22年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多気町五桂池及び栃ヶ池周辺風致地区内並びに同町天啓公園周辺風致地区内において許可を要する行為のうち宅地の造成等に係る許可の基準である緑地率(木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合)を設定する。
教育委員会	<p>【13】 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>雇用保険法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の改正に伴う引用条文の条項ずれにより、規定を整理する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【14】 公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部 を改正する条例案</p> <p>【15】 三重県立高等学校条例の一 部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正にかんがみ、育児又は介護を行う公立学校職員の時間外勤務の制限等に関し所要の規定を整備するものである。</p> <p>(平成22年6月30日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 配偶者が常態として子を養育することができる場合についても、小学校就学の始期に達するまでの子のある公立学校職員が当該子を養育するために請求したときは、時間外勤務に従事させることができる時間を制限しなければならないこととする(要介護者の介護をする職員についても同様とする。)</p> <p>(2) 3歳に満たない子のある公立学校職員が当該子を養育するために請求した場合について、時間外勤務をさせてはならないこととする。</p> <p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立飯野高等学校に定時制課程を設置するものである。</p> <p>(平成23年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立飯野高等学校に定時制課程に係る規定を追加する。
	<p>参 考</p> <p>飯野高等学校定時制課程の概要</p> <p>平成23年4月に神戸高等学校定時制と亀山高等学校定時制を統合し、飯野高等学校に新設する。</p> <p>(1) 入学定員 80名(2学級)</p> <p>(2) 学科構成 普通科(夜間部、夜間部)</p>	
病院事業庁	<p>【16】 三重県病院事業条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>三重県立一志病院において介護保険法の規定に基づく訪問看護等を行うに当たり使用料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>
農水商工部	<p>【17】 三重県中山間地域等直接支 払事業基金条例を廃止する 条例案</p>	<p>中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付に当たり基金積立方式が廃止され、単年度毎の所要額交付方式により実施されることに伴い、三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止するものである。</p> <p>(平成23年3月31日から施行)</p>
<p>参 考</p> <p>三重県中山間地域等直接支払事業基金条例 (設置)</p> <p>第1条 中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域(以下「中山間地域等」という。)において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援事業に要する経費の財源に充てるため、三重県中山間地域等直接支払事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>		

区 分	件 名	概 要
その他議案 (5件) 県土整備部	【18】 工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事 場 所 津市白塚町地内~河芸町影重地内 契約金額 変更前 4,777,500,000 円 変更後 4,919,614,350 円 契約方法 随意契約 請負者住所氏名 津市栄町3丁目127番地 フジタ・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社フジタ三重営業所 所長 菊地 正 工事の概要 土工 89,420 コンクリート工 34,053 鉄筋工 3,363 t 杭基礎工 824本
警察本部	【19】 財産の取得について	ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入 金額 90,300,000 円
総務部	【20】 財産の処分について	旧尾鷲高等学校長島分校敷地の処分(売払い) 所在地 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字天摩769番1 他2筆 種目及び数量 土地 32,262.52 m ² 金額 102,427,000 円 相手方住所氏名 北牟婁郡紀北町海山区相賀495番地8紀北町 町長 尾上 壽一

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【21】 広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて</p> <p><参 考> 改定理由 三重県は、平成元年3月に、平成17年度に想定される水需給に対応できるよう「南部広域圏広域的な水道整備計画」を策定し整備を行ってきたが、平成21年3月に、南部広域圏の16市町より、近年の社会経済状況の変化（市町村合併など）を考慮した広域的な水道整備計画に見直し、再整備を行うよう要請があったため、改定するものである。</p> <p>南部広域圏広域的な水道整備計画の概要（改定後）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道の広域的な整備に関する基本方針 この計画は、平成32年度を目標年度として計画区域における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水の利用を図り将来にわたる水道水の安定供給及び水質の安全性を確保する体制の確立を目標とする。 2 広域的な水道整備計画の区域に関する事項 計画区域は、松阪市以南の16市町とし、この区域における平成32年度の水需給計画を定める。 3 計画区域に係る根幹的水道施設の配置その他水道の広域的な整備に関する基本的事項 計画区域の水需要に対処するため、南勢志摩水道用水供給事業を根幹的水道施設として配置し、市町の水道事業においては、現在の形態から段階を経て広域的な水道への整備を図る。 <p>・圏域市町(16市町) 松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町</p> <p>・根幹的水道施設 南勢志摩水道用水供給事業</p> <p>水道法（昭和32年法律第177号） 第1章の2 広域的な水道整備計画 第5条の2 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため水道の広域的な整備を図る必要があると認めるときは、関係地方公共団体と共同して、水道の広域的な整備に関する基本計画（以下「広域的な水道整備計画」という。）を定めるべきことを都道府県知事に要請することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつた場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を経て、広域的な水道整備計画を定めるものとする。</p> <p>平成20年7月29日 厚生労働省健康局水道課長通知</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の手続き等に関する事項 <p>(3)（前略）改定の手続き等については、計画の策定の場合に準じて行うものとする。</p>	<p>南部広域圏広域的な水道整備計画を改定するにあたり、水道法第5条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p> <p>（主な改定内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標年度（計画区域の将来にわたる水道水の安定供給等を確保する体制を確立する年度）を平成32年度に改める。

区 分	件 名	概 要
環境森林部 つづき	<p>【22】 調停案の受諾について</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>事案の概要 申請人（今高一三外109名）が、事業者（(有)城南開発興業、(株)樋口商店、(株)樋口開発）及び三重県に対し、(有)城南開発興業が設置管理する安定型産業廃棄物最終処分場（伊賀市長田地内）に許可品目以外の産業廃棄物が埋立処分されているとして、許可品目以外（木くず）の産業廃棄物の撤去と埋立状況・汚染状況の調査を求めて、平成17年7月15日付けで、公害等調整委員会に公害調停を申請し、平成22年4月22日付けで公害等調整委員会調停委員会から調停案が提示された事案である。</p> <p>調停案の概要 調停案は、被申請人事業者・被申請人三重県は、本件処分場の廃止が確認されるまでの間、水質モニタリング調査や植生調査等所要の措置を講ずる、申請人は本件処分場の存続に異議を述べないというものである。</p> <p>(1) 事業者の講ずる措置 観測井戸の新設 ボーリングコアの分析及び報告書作成 水質モニタリング調査の実施（観測井戸・放流施設） 植生調査の実施</p> <p>(2) 三重県の講ずる措置 報告書の検証及び新設井戸における水質検査項目及び頻度の特定 (1) を補充する水質モニタリング調査の実施 事業者への助言又は指導</p>	<p>公調委平成17年（調）第1号伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件における公害等調整委員会調停委員会提示の調停案の受諾を行うものである。</p>
報告 (32件) 県土整備部	【23】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
総務部	【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年2月3日津市川添町地内の県道津久居線において発生した総務部(管財室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 359,951円
健康福祉部	【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成21年8月15日鈴鹿市寺家地内の国道23号において発生した健康福祉部(国児学園)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 507,495円
環境森林部	【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成21年12月21日松阪市大黒田町地内の国道166号において発生した松阪農林商工環境事務所(森林・林業室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 33,400円

区 分	件 名	概 要
環境森林部 つづき	【 2 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日松阪市大黒田町地内の国道 1 6 6 号において発生した松阪農林商工環境事務所(森林・林業室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 83,000 円
県土整備部	【 2 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 5 月 2 6 日伊賀市四十九町地内の市道において発生した伊賀建設事務所(事業推進室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,974,308 円
	【 2 9 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日津市栗真町屋町地内の国道 2 3 号において発生した津建設事務所(用地調整室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 150,000 円
	【 3 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 2 月 8 日熊野市新鹿町地内の県道新鹿佐渡線において発生した県土整備部(高速道推進東紀州プロジェクト) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 112,500 円
	【 3 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 2 月 2 日松阪市京町地内の国道 4 2 号において発生した松阪建設事務所(用地調整室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 7,815 円
警察本部	【 3 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 0 月 1 0 日四日市市大字東阿倉川地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,600 円
	【 3 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日鳥羽市松尾町地内の県道鳥羽磯部線において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 11,760 円
	【 3 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 2 月 4 日津市高茶屋小森町地内の国道 1 6 5 号において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 8,523 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【 3 5 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 3 6 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 3 7 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 3 8 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 3 9 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 4 0 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p>	<p>平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日津市丸之内地内の駐車場において発生した地域課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 139,450円</p> <p>平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日津市広明町地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 85,723円</p> <p>平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日松阪市中央町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,444円</p> <p>平成 2 1 年 1 2 月 2 3 日津市大里窪田町地内の国道 2 3 号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 70,429円 損害賠償額 461,500円 損害賠償額 746,550円</p> <p>平成 2 2 年 1 月 9 日四日市市日永西四丁目地内の駐車場において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 157,080円</p> <p>平成 2 2 年 1 月 2 5 日津市大門地内の国道 2 3 号において発生した機動捜査隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 8,978円</p>
教育委員会	<p>【 4 1 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p> <p>【 4 2 】 専決処分の報告について （ 損害賠償の額の決定及び 和解について ）</p>	<p>平成 2 1 年 7 月 2 9 日伊勢市朝熊町地内の県営サンアリーナ敷地内において発生した県立明野高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 261,242 円</p> <p>平成 2 1 年 8 月 3 日松阪市茅原町地内の県道小片野駅部田線において発生した県立昂学園高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 803,250 円</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	【51】 平成21年度三重県水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	【52】 平成21年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
	【53】 平成21年度三重県水道事業会計継続費繰越計算書	地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づくもの。
環境森林部	【54】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】5,050,500,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市八町3丁目4番7号 鹿島・石原化工・アイトム 特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社三重営業所 所長 山田 健</p> <p>【契約締結の年月日】平成22年3月26日 【契約期間】平成22年3月26日から 平成26年3月20日まで</p>
提出 (1件)	【55】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社など11法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要					
予算 (1 件) 総務部	平成 22 年度三重県一般会計補正予算 (第 3 号) (口蹄疫の県内感染防止対策に伴う補正予算)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 所 報 認 提</td> <td style="padding: 5px;">算 案 告 定 出 計</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1 件 件 件 件 件 1 件</td> <td style="padding: 5px; font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 5px;">議案 1 件</td> </tr> </table>	予 条 所 報 認 提	算 案 告 定 出 計	1 件 件 件 件 件 1 件	}	議案 1 件
予 条 所 報 認 提	算 案 告 定 出 計	1 件 件 件 件 件 1 件	}	議案 1 件			